

対象収入による階層区分		利用者負担額 (a+b+c+d)							b 事務費	c 生活費	d 管理費
		要支援 1 a 5,536	要支援 2 a 9,460	要介護 1 a 16,365	要介護 2 a 18,373	要介護 3 a 20,503	要介護 4 a 22,449	要介護 5 a 24,548			
1	1,500,000 円以下	84,456	88,380	95,285	97,293	99,423	101,369	103,468	10,000	46,940	21,980
2	1,500,001 円～1,600,000 円	87,456	91,380	98,285	100,293	102,423	104,369	106,468	13,000	46,940	21,980
3	1,600,001 円～1,700,000 円	90,456	94,380	101,285	103,293	105,423	107,369	109,468	16,000	46,940	21,980
4	1,700,001 円～1,800,000 円	93,456	97,380	104,285	106,293	108,423	110,369	112,468	19,000	46,940	21,980
5	1,800,001 円～1,900,000 円	96,456	100,380	107,285	109,293	111,423	113,369	115,468	22,000	46,940	21,980
6	1,900,001 円～2,000,000 円	99,456	103,380	110,285	112,293	114,423	116,369	118,468	25,000	46,940	21,980
7	2,000,001 円～2,100,000 円	103,316	107,240	114,145	116,153	118,283	120,229	122,328	28,860	46,940	21,980
8	2,100,001 円～2,200,000 円	103,316	107,240	114,145	116,153	118,283	120,229	122,328	28,860	46,940	21,980
9	2,200,001 円～2,300,000 円	103,316	107,240	114,145	116,153	118,283	120,229	122,328	28,860	46,940	21,980
10	2,300,001 円以上	103,316	107,240	114,145	116,153	118,283	120,229	122,328	28,860	46,940	21,980

(注) 1. 対象収入とは、前年の収入から法定必要経費を控除した後の額です。

2. 夫婦の場合

① 2人の収入及び必要経費をそれぞれ合算し、収入の合計額から必要経費の合計額を控除した後の額の1/2が1人の対象収入となります。

② 上記により算出された1人の対象収入が1,500,000円以下の場合は、この表の事務費の額から30%減額した額を事務費負担額とします。

この場合、100円未満の端数は切り捨てます。

3. 入居時に敷金として、1人用居室ならば30万円、夫婦用居室ならば40万円をお預かりします。

4. 生活費は、冬期加算(暖房費)として、11月から翌年3月まで1ヶ月間4,220円が加算されます。

5. 夜間看護体制で10円/日と、サービス提供体制加算22円/日が加算されます。

6. 科学的介護推進体制加算で40円/月が加算されます。

7. 主治医へ利用者の健康状況など情報提供として1月につき80円が加算されます。

8. その他、利用者が使用する電話料、電気料、水道料が加算されます。

9. おむつ代、及び利用者の選定により提供される介護その他の日常生活の便宜に要する費用が加算されます。

10. aは1日の基本単位数×30日分の数字に、地域単価の10.14円で計算したものになっています。

11. 介護報酬単位数/月の合計に介護職員処遇改善加算として8.2%ならびに介護職員等特定処遇改善加算として1.8%が加算されます。